

水域別におけるKHV病まん延防止措置

全国及び都内で同時多発的に感染拡大しており、国は感染ルートの解明に向け調査中である。
 都は、3月に移動禁止の呼びかけをしているが、改めて都民にコイの移動、持出しをしないよう呼びかけることを基本に対応する。
 また、発生地に対する対応は以下のとおりとする。

		まん延防止の方法
		発病が確認
<p>養殖場・釣り堀 (注排水のコントロールが可能)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・法()に基づき、コイの処分(焼却または埋却)を命令 ・養殖場、釣り堀の池の消毒、コイの処分を行う。
<p>公園の池</p>	<p>河川への接続がなく、注排水がコントロール可能な池</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・池の消毒、コイの処分(焼却または埋却)を行う。
	<p>上記の池で、面積規模、消毒剤の周辺住民への影響等により消毒不可能なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかにへい死コイを回収して処分(焼却または埋却) ・池の監視を実施、KHVに対する一般都民への周知を図る。
	<p>河川と接続あるいは一体を成す公園の池</p>	
<p>天然河川 (降雨、増水により注排水のコントロールが不能)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・速やかにへい死コイを回収して処分(焼却または埋却) ・関係機関、漁業者と連携した河川の監視を実施。 ・コイの持出し禁止等内水面漁業管理委員会指示の周知徹底

持続的養殖生産確保法